

茅野市
学校での生成 AI 利活用に関するガイドライン
(令和8年7月版)

茅野市教育委員会
茅 野 市 校 長 会

令和 8 年7月1日
Ver.1

目 次

はじめに	1
1 生成 AI について	2
(茅野市システム環境下で推奨する生成 AI)	
2 基本的な考え方	3
(1) 学校現場における人間中心の生成 AI の利活用	3
(2) 生成 AI の存在を踏まえた情報活用能力の育成強化	3
Box-1. 資質・能力の 3 つ柱に基づく情報活用能力の整理	
Box-2. 情報モラル教育の一層の充実について	
3 学校現場において押さえておくべきポイント	6
Box-3. 学校現場において生成 AI を利活用する際の著作権に関する留意点	
3-1 教職員が校務で利活用する場面	8
(1) 基本的な考え方	8
(2) 具体的な利活用場面	8
Box-4. 教職員による校務での利活用例	
(3) 利活用の際の留意点	10
3-2 児童生徒が学習活動で利活用する場面	11
(1) 基本的な考え方	11
(2) 具体的な利活用場面	11
Box-5. 学習場面において利活用が考えられる例、不適切と考えられる例	
(3) 利活用の際の留意点	13
Box-6. 課題に関する留意事項について	
参考	15
教職員が校務で利活用する際のチェック項目	
児童生徒が学習場面で利活用する際のチェック項目	

はじめに

(生成 AI の普及と論点)

近年、急速に進化を遂げている生成 AI は、かつてないスピードで社会に普及しており、その利便性とリスクの存在から社会に様々な影響を及ぼしている。これは、教育分野においても同様の状況である。一方、学校現場での利活用に関しては、学ぶことの意義そのものに対する根源的な論点、差別や偏見、環境負荷等の倫理的・社会的な論点、利活用に当たってのセキュリティ確保等の技術的な論点、それらを踏まえた具体的な取扱い等の実務的な留意点まで、非常に幅広い論点が指摘されている。

(資質・能力の育成に向けた生成 AI の利活用)

現行の学習指導要領は、AI の存在を前提として、生きて働く「知識及び技能」、未知の状況にも対応できる「思考力、判断力、表現力等」、学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力、人間性等」といった資質・能力を確実に育成することを目指している。このような理念は、生成 AI が急速に進化している現在においても重要である。手軽に情報が得られるデジタル時代であるからこそ、学ぶことの意義についての理解を深めることや、個々の情報の意味を理解し、問題の本質を問うこと、単なる個別の知識の集積ではない深い意味理解を促すことが求められる。このような前提を踏まえれば、AI 時代を生きる子供たちが生成 AI をはじめとするテクノロジーを「ツール」として使いこなし、一人一人が才能を開花できるようになることは重要であり、生成 AI の学校における利活用は、そのための助けになり得るものである。

(茅野市の ICT 教育推進の経緯)

茅野市では「第 5 次茅野市総合計画 2018-2027」のもと、政策横断プロジェクトとして「茅野市 ICT 活用戦略 2018-2027」を定め、その推進に努めてきた。そこでは「ICT が支える、人にやさしい暮らし」のスローガンの元、「…ICT を活用した学びの創造や情報を主体的に活用する」ことを目指している。生成 AI の利用やそれへの向き合い方を育むことは、これからの社会を生きる子どもたちにとって、将来に係り積極的に取り組むべき課題として現に存在するものとなった。

そこで、これまでの ICT 教育推進の流れをさらに発展させるべく、本ガイドラインを策定し、市内の小中学校での生成 AI の活用の推進とともに、その際の留意点の指針を定めるものとする。

(本書の構成)

本書は、文科省「初等中等教育段階における 生成 AI の利活用に関するガイドライン」(令和 6 年 12 月 26 日)をもとに、本市小中学校に採用されている ICT 環境を考慮して作成している。本文中の BOX(青字部分)は、文科省ガイドラインに例示されている具体例であり、全国の先行事例として参考にされたい。

本ガイドラインは、教職員が学校現場における生成 AI の適切な利活用を実現するための参考資料となるよう、利活用に当たっての基本的な考え方や押さえるべきポイントをまとめたものであり、学校現場での生成 AI の利活用を一律に禁止したり義務付けたりするものではない。なお、今後の技術の進展や学校現場での取組等の状況を踏まえ、必要に応じて適宜改訂を進めていくものとする。

1 生成 AI について

(生成 AI の急速な進化と利活用の広まり)

生成 AI は、この数年で、文章だけでなく動画や音声等、異なる種類の情報をまとめて扱えるようになり、人間の反応と遜色ないスピードで応答ができるようになり、様々な技術革新が進んでいる。生成 AI は、あたかも人間と自然に会話しているかのような応答や、情報の収集・整理・分析結果等の出力が可能であり、文章の素案作成やイメージの生成、語学学習における利活用、プログラミングコードの生成など、様々な利活用が広がっている。

(学校現場における生成 AI の利活用)

こうした生成 AI の進展は学校現場においても、AI サービスが利活用可能な状況にあるだけでなく、1人1台端末の標準仕様であるブラウザや学習支援ソフトウェア、普段利用する検索エンジン等にも組み込まれている等、生成 AI を用いた様々なサービスが教育分野においても導入され、利活用の幅が広がりつつある。このような状況の中、テスト問題や各種文書のたたき台作成等の校務における生成 AI の利活用が進むほか、児童生徒の学習場面においても、一人一人のニーズや特性に合った学びを実現したり、新たな視点やより深い視点の出力から学びをより一層深めたりするなどの利活用が進むことが現実的に検討段階に入っている。

(生成 AI のリスクと技術的対策)

一方、生成 AI はその性質上、誤った出力(ハルシネーション)を完全に防ぐことは極めて難しいとされているほか、AI の学習過程・出力過程の信頼性・透明性への懸念、大量のデータに潜む偏見や差別等のバイアスをそのまま再生成することなど、様々なリスクも指摘されている。このようなリスクに対しては、様々な技術等も進展しており、また、そのような技術を採用入れたサービスを選択することによってリスクを軽減することも可能となりつつある。

(茅野市システム環境下で推奨する生成 AI)

茅野市で整備する児童生徒用・教職員用のアカウントは、Microsoft および Google のライセンスとして利用できる。その中でも Google では「教育版」での利用が可能である。加えて、各社の生成 AI 利用規約において、児童生徒が利用可能なサービスは、Google サービスのみであるため、以下の生成 AI を推奨する。

サービス	教職員	児童生徒	備考
Gemini	○	○	Google Workspace for education ライセンス ※
Notebook LM	○	○	〃
Copilot	○	×	Microsoft A5 ライセンス 教員アカウント付随)
その他	×	×	ライセンス・アカウントなし

※ 学習者用端末で検索エンジンから Gemini や Notebook LM を検索してもフィルタによりブロックされる。アプリからログインすることで利用可能となり、これにより Google Workspace for Education ライセンス機能が働く仕様となっている。

2 基本的な考え方

(1) 学校現場における人間中心の生成 AI の利活用

(人間中心の原則)

生成 AI と人間との関係を対立的に捉えたり、必要以上に不安に思ったりするのではなく、生成 AI は使い方によって人間の能力を補助、拡張し、可能性を広げてくれる有用な道具にもなり得るものと捉えるべきである。その上で、生成 AI の出力はあくまでも「参考の一つである」「最適解とは限らない」ことを認識するとともに、リスクや懸念を踏まえつつ、最後は人間が判断し、生成 AI の出力結果を踏まえた成果物に自ら責任を持つという基本姿勢が重要である。(文科省 前掲ガイドラインより引用)

(児童生徒の学びと生成 AI)

児童生徒の学びにおいては、学習指導要領に示す資質・能力の育成に寄与するか、授業の目的達成や課題解決に対して効果的であるかなどを吟味した上で、生成 AI を利活用することが目的である。そのため、生成 AI を利活用することが目的であってはならない。

そのためには、適切な課題設定と指示文(プロンプト)により、自らの求める成果物につながる回答の出力を促し、その真偽や適切性を的確に判断できることが前提となる。このため、各教科等で学ぶ知識や文章を読み解く力、物事を批判的に考察する力、問題意識を常に持って問いを立て続けることや、その前提としての「学びに向かう力、人間性等」の涵養がこれまで以上に重要になる。そうした教育を拡充する際は、体験活動の充実をはじめとする教育活動における実体験と ICT 利活用とのバランスや調和に一層留意する必要がある。

(教師の役割と生成 AI)

教育は、教師と児童生徒との人格的な触れ合いを通じて行われるものであり、適切な指導計画や学習環境の設定、丁寧な実態把握と支援といった、学びの専門職としての教師の存在と役割は、生成 AI が社会インフラの一部となる時代において、より重要なものになる。学校現場における生成 AI の効果的な利活用を実現するためにも、生成 AI の仕組みや特徴を理解するなど、教師には一定の AI に対するリテラシーを身に付けることが求められる。例えば、情報技術を日常の校務等に活用しつつ、教師自身が新たな技術に慣れ親しみ、利便性や懸念点、賢い付き合い方を知っておくことが、教育活動で適切に利活用する素地を作ることに繋がる。あわせて、このような教師の学びをサポートできるよう、環境の整備や研修機会等の提供も求められる。

(2) 生成 AI の存在を踏まえた情報活用能力の育成強化

(学習の基盤となる資質・能力としての情報活用能力)

学習指導要領では、「情報活用能力(情報モラルを含む)」を言語能力、問題発見・解決能力とともに学習の基盤となる資質・能力として位置付けており、情報を主体的に捉え、活用すること、情報技術を学習や日常生活に活用できるようにすることの重要性を強調している。情報活用能力は、世の中の様々な事象を情報とその結び付きとして捉え、情報および情報技術を適切かつ効果的に活用して、問題を発見・解決したり自分の考えを形成したりしていくために必要な資質・能力である。各学校においては、教科等横断的な視点

からの教育課程の編成を通じて、各教科等の学習の過程における指導の中で情報活用能力を育成することが期待されている。

Box-1. 資質・能力の3つ柱に基づく情報活用能力の整理

学習指導要領解説総則編では、情報活用能力を以下の3つの柱に基づき整理をしている。情報活用能力をより具体的に捉えれば、学習活動において必要に応じてコンピュータ等の情報手段を適切に用いて情報を得たり、情報を整理・比較したり、得られた情報を分かりやすく発信・伝達したり、必要に応じて保存・共有したりといったことができる力であり、さらに、このような学習活動を遂行する上で必要となる情報手段の基本的な操作の習得や、プログラミング的思考、情報モラル、情報セキュリティ、統計に関する資質・能力等も含むものである。

○知識及び技能(何を理解しているか、何ができるか)

情報と情報技術を活用した問題の発見・解決等の方法や、情報化の進展が社会の中で果たす役割や影響、技術に関する法・制度やマナー、個人が果たす役割や責任等について、情報の科学的な理解に裏打ちされた形で理解し、情報と情報技術を適切に活用するために必要な技能を身に付けていること。学的な理解に裏打ちされた形で理解し、情報と情報技術を適切に活用するために必要な技能を身に付けていること。

○思考力、判断力、表現力等(理解していること、できることをどう使うか)

様々な事象を情報とその結びつきの視点から捉え、複数の情報を結びつけて新たな意味を見いだす力や問題の発見・解決等に向けて情報技術を適切かつ効果的に活用する力を身に付けていること。

○学びに向かう力、人間性等(どのように社会・世界と関わりよりよい人生を送るか)

情報や情報技術を適切かつ効果的に活用して情報社会に主体的に参画し、その発展に寄与しようとする態度等を身に付けていること。

(文科省 前掲ガイドラインより引用)

(情報活用能力の育成強化)

生成 AI は、加速度的に普及・発展しており、すでに一定数の児童生徒が学校外で何らかの形で生成 AI に触れていると考えられる。さらに、普段利用する検索エンジン等に組み込まれた生成 AI の出力結果を意図せず利用していることもあり、様々な形で生成 AI が社会生活に組み込まれつつある。これらを踏まえれば、情報活用能力の育成に当たっては、生成 AI が社会の中で果たす役割や影響、生成 AI に関する法制度やマナー等について科学的な理解に裏打ちされた形で理解すること、問題の発見・解決等に向けて生成 AI を適切かつ効果的に利活用し、情報社会に主体的に参画する態度を身に付けていくことが期待される。特に、多くの社会人が生産性の向上に活用している生成 AI の仕組みの理解や、どのように学びに生かしていくかという視点、また、近い将来使いこなすための力を各教科等の中においても意識的に育てていくことが重要であり、発達の段階や各学校段階、児童生徒を取り巻く環境や地域の実情等を踏まえつつ、情報モラルを含む情報活用能力の育成を一層充実させていく必要がある。

Box-2. 情報モラル教育の一層の充実について

学習指導要領解説総則編では、情報活用能力に情報モラルが含まれることを特に示している。情報モラルは「情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度」であり、具体的には、他者への影響を考え、人権、知的財産権等自他の権利を尊重し情報社会での行動に責任を持つことや、犯罪被害を含む危険の回避等、情報を正しく安全に利用できること、コンピュータ等の情報機器の使用による健康との関わりを理解すること等を指す。

「生成AIの普及により偽情報が増加する」「フィルターバブル等に子供がさらされている」といった指摘もある中においては、発達の段階に応じた児童生徒の情報モラルを育成することがますます重要であり、また、生成AIの特徴を踏まえれば、情報の真偽を確かめる（いわゆるファクトチェック）方法等もこれらの活動の一環として意識的に学んでいくことが望ましい。生成AIの普及も念頭に置きつつ、発達の段階に応じて以下のような学習活動を強化することが求められる。

- ・ 情報発信による他人や社会への影響について考えさせる学習活動
- ・ ネットワーク上のルールやマナーを守ることの意味について考えさせる学習活動
- ・ 情報には自他の権利があることを考えさせる学習活動
- ・ 情報には誤ったものや危険なものがあることを考えさせる学習活動
- ・ 健康を害するような行動について考えさせる学習活動
- ・ インターネット上に発信された情報は基本的には広く公開される可能性がある、どこかに記録が残り完全に消し去ることはできないといった、情報や情報技術の特性についての理解を促す学習活動

（文科省 前掲ガイドラインより引用）

3 学校現場において押さえておくべきポイント

学校現場においては、テスト問題や各種文書のたたき台作成等の校務において生成 AI の利活用が進むほか、児童生徒の学習場面においても、一人一人のニーズや特性に合った学びを実現したり、新たな視点やより深い視点の出力から学びをより一層深めたりするなどの利活用が進むことが期待される。ここでは、「2.基本的な考え方」で示した考え方に基づき、学校現場での適切な生成 AI の利活用の実現に資するよう、以下①～⑤の観点で共通して押さえておくべきポイントを整理する。

① 安全性を考慮した適正利用

人間中心の原則に基づき生成 AI の利活用に関するリスクに対応するためには、関係法令を遵守した利用を前提とし、開発者や提供者の想定する範囲内での生成 AI サービスの適正な利活用を行うことが重要である。具体的には、年齢制限や保護者の同意の必要性、生成物のライセンスの所在など、生成 AI サービスの提供者が定める最新の利用規約を確認し、遵守する必要がある。

② 情報セキュリティの確保

学校現場において安全に生成 AI を利活用するためには、情報セキュリティの確保が重要である。茅野市が策定する最新の「教育情報セキュリティポリシー」を遵守する必要がある。

③ 個人情報やプライバシー、著作権の保護

学校現場での適切な情報の取扱いの観点では、プライバシーを尊重し個人の権利利益を保護するため、個人情報保護法等の関係法令等を遵守する必要がある。また、生成 AI サービスの利活用時には、意図せず他人の著作権を侵害してしまわないように、生成 AI と著作権制度について正しく理解する必要がある。

④ 公平性の確保

特定の個人、または、集団への人種、性別、国籍、年齢、政治的信念、宗教等の多様な背景を理由とした不当で有害な偏見及び差別が生じることを避けるため、生成 AI の学習データや入力するプロンプト、連携する外部サービス等によって偏りや先入観(バイアス)が含まれ得ることに留意し、公平性を欠くことがないよう、人間の判断を介在させる必要がある。

⑤ 透明性の確保、関係者への説明責任

生成 AI のサービスによっては、未成年の利用にあたって保護者の了解を規約上の要件としているものがある。生成 AI サービスの利用目的やその態様、リスク等の必要な情報を整理し、関係者に提供することが重要である。学校の実態を踏まえ、必要に応じて児童生徒や保護者等への説明や同意を得るとともに、そうした機会を確保する必要がある。

Box-3. 学校現場において生成 AI を利活用する際の著作権に関する留意点

(著作権に関する基本的な考え方)

著作権法は、著作物の「公正な利用に留意」しつつ、「著作者等の権利の保護」を図ることで、新たな創作活動を促し、「文化の発展に寄与すること」を目的としており、「著作者等の権利・利益を保護すること」と「著作物を円滑に利用できること」のバランスをとることが重要と考えられている。

著作権は「思想又は感情を創作的に表現した」著作物を保護するものであり、単なる単語やデータ(事実)やアイデア(作風や画風等)は著作物に含まれない。

著作権法に定める権利(複製権や公衆送信権等)の対象となる形で他人の著作物を利用(複製やアップロード等)する場合には、原則として著作権者の許諾が必要である。

許諾なく他人の著作物を利用した場合、著作権侵害となり得る。著作権侵害となるか否かは、「他人の著作物を利用した」といえるか、すなわち、既存の著作物との「類似性(創作的表現が共通していること)」及び「依拠性(既存の著作物を基に創作したこと)」があるか否かで判断される。

ただし、著作物の利用のうち、私的使用のための複製や、学校の授業の過程における複製等の、著作権法上、著作権者の許諾なく著作物を利用できるとされている場合(権利制限規定が適用される場合)には、著作権侵害とならず、利用可能となる。

(学校において生成 AI を利活用する場合の著作権に関する基本的な考え方)

学校においても、生成 AI を利活用して生成した文章等を利用する場合などにおいては、既存の著作物に係る権利を侵害することのないように留意する必要がある。すなわち、生成物に既存の著作物との類似性及び依拠性があるか否かについて、留意する必要がある。

一方、学校においては、授業の過程における複製についての権利制限規定(著作権法第 35 条)により許諾なく著作物の複製や公衆送信が可能とされている。そのため、この規定の範囲内であれば、教師や児童生徒が生成 AI を利活用して生成したものが、既存の著作物との類似性及び依拠性があるものであっても、著作権侵害とはならず、著作権者の許諾なく、授業の過程において利用することが可能である。他方で、授業目的の範囲を超えて利用する場合には、著作権法第 35 条が適用される要件を満たさない。この場合、既存の著作物との類似性及び依拠性がある生成物を利用するには、原則として著作権者の許諾が必要であり、許諾を得ず利用すれば著作権侵害となり得る。

(文科省 前掲ガイドラインより引用)

3-1 教職員が校務で利活用する場面

(1)基本的な考え方

生成 AI は様々な情報を整理し出力することができ、民間企業においても業務の効率化・高度化の観点で積極的に活用されている。教育は、教師と児童生徒の人格的な触れ合いを通じて行われるものであり、適切な指導計画や学習環境の設定、丁寧な実態把握と支援といった、学びの専門職としての教師の役割は、生成 AI が社会インフラの一部となる時代において、より重要なものになるという認識の下に、授業準備や各種文書のたたき台作成を含む校務において利活用することで、校務の効率化や質の向上等、教職員の働き方改革につなげていくことが期待される。また、教職員自身が生成 AI の利活用を通じて新たな技術に慣れ親しみ、利便性や懸念点、賢い付き合い方を知っておくことは、児童生徒の学びをより高度化する観点からも重要である。以上のことから、教職員が生成 AI の仕組みや特徴を理解した上で、生成された内容の適切性を判断できる範囲内で利用するという前提で、校務において生成 AI を積極的に利活用することは有用であると考えられる。

(2)具体的な利活用場面

教職員による利活用例としては、以下のような授業準備・部活動・生徒指導などの児童生徒の指導に関わる業務への支援、教務管理・学校からの情報発信・校内研修などの学校の運営に関わる業務への支援、外部対応への支援などが考えられる。利活用の際には、生成 AI から一度で求める出力がなされることを期待せず、複数回の対話の中で求める出力に近づけていくことや、生成 AI の出力はあくまでも参考の一つであることを認識し、教職員自らがチェックし推敲・完成させるなど、最終的には自分で判断し、生成 AI の出力を踏まえた成果物に自ら責任を持つという基本姿勢が重要である。

Box-4. 教職員による校務での利活用例

児童生徒の指導にかかわる業務への支援

【授業準備】

- ・ 授業で取り扱う教材や確認テスト問題のたたき台を作成する
- ・ 児童生徒による授業の感想の集約を行う
- ・ 授業での発問に対する回答のシミュレーション相手として活用する
- ・ 授業で使用したワークシートや振り返りの内容を基にテスト問題のたたき台を作成する
- ・ 校外学習の実施行程作成のたたき台を作成する

【部活動】

- ・ 過去の部活動の練習メニュー一覧を読み込ませ、毎日の練習メニュー案を作成する

【生活指導】

- ・ 児童生徒等の生活実態の調査のためのアンケート案を作成する

学校の運営にかかわる業務への支援

【教務管理】

- ・ 時間割・授業時数案を作成する

【学校からの情報発信】

- ・ 各種お便り(学年・学級だより、給食だより、保健だより等)・通知文・案内文のたたき台を作成する
- ・ 学校行事に関する HP 掲載文や報告記事のたたき台を作成する

【校内研修】

- ・ 校内研修の資料のたたき台を作成する
- ・ 研修や講演会の録画を読み込ませ、要約・議事録案を作成する

外部対応への支援

- ・ 保護者会・授業参観・保護者面談の日程調整に活用する
- ・ 外部向け講演会の挨拶文のたたき台を作成する

(文科省 前掲ガイドラインより引用)

(3)利活用の際の留意点

校務における生成 AI の積極的な利活用を実現するため、基本的な考え方に留意した上で、以下の点についても考慮する必要がある。

① 安全性を考慮した適正利用

生成 AI サービスの多くは約款に基づく外部サービスとして提供されており、簡易に利用できるが、私用アカウントや教育情報セキュリティ管理者(校長)の許可を得ていない私用端末を用いてはならない。また、出力結果のライセンスの所在など、生成 AI サービスの提供者が定める最新の利用規約を確認し、遵守する必要がある。

② 情報セキュリティの確保

学校教育情報セキュリティポリシーや実施手順、及びそれに基づく教育情報セキュリティ管理者(校長)の指示等を遵守する必要がある。個別契約等に基づき適切なセキュリティ対策が講じられた環境で生成 AI を運用しているような場合を除き、プロンプトに重要性の高い情報である成績情報等を入力してはならない。

③ 個人情報やプライバシー、著作権の保護

学校現場において教職員が生成 AI を利活用する場合、個人情報保護法等の関係法令等を遵守し、個人情報の取扱いに関して必要かつ適切な措置を取る必要がある。例えば、生成 AI サービスに個人情報を含むプロンプトの入力を行う場合には、生成 AI サービスの提供者が当該個人情報を機械学習に利用するか否か等を十分に確認すべきである。この際、生成 AI サービスに個人情報を含むプロンプトを入力し、当該個人情報がプロンプトに対する応答結果の出力以外の目的で取り扱われる場合には、個人情報保護法違反となり得る。

著作権については、著作権法第 35 条の適用を考える場合、教師が、既存の著作物と同一又は類似のものを、学校の HP に掲載することや、保護者向けの学級通信や職員会議・PTA 活動で利用するなどの授業目的の範囲を超えて利用する場合は、授業の過程における利用には当たらず、同条が適用されないため、他の権利制限規定の適用がない場合は著作権侵害となる可能性がある。また、個々の児童生徒が購入することを想定して販売されている問題集等を 1 部購入して、コピーして配付することは、著作権者の利益を不当に害する場合として同条の適用がないと考えられている。生成 AI を利用する場合もこれらの考え方は同様となり、同条の適用について確認する必要がある。

④ 公平性の確保

校務での利活用を想定する場合、データの分析や抽出に生成 AI を利活用することも考えられる。ハルシネーションやバイアス等の生成 AI の特徴も意識した上で、出力された内容を取り入れるかどうかは、教職員が判断しなくてはならない。

⑤ 透明性の確保、関係者への説明責任

学校の管理職は、生成 AI についてどのような運用が行われているかを把握した上で、適切な利活用がなされているかどうかを適時確認する必要がある。その際、働き方改革など、生成 AI の利活用を進める趣旨や目的についての共通理解を図り、利活用を通じて得られた成果は積極的に教職員全体に共有していくことが重要である。

3-2 児童生徒が学習活動で利活用する場面

(1)基本的な考え方

児童生徒の学習場面での利活用に当たっては、使い方によって人間の能力を補助、拡張し、可能性を広げてくれる有用な道具にもなり得ることを理解した上で、発達の段階や情報活用能力の育成状況に十分留意しつつ、リスクや懸念に対策を講じた上で利活用を検討すべきである。利活用の適否の判断に際しては、学習指導要領に示す資質・能力の育成につながるか、授業の目的達成や課題解決に対して効果的であるかを吟味する必要がある。具体的には、児童生徒にハルシネーションやバイアス等の生成 AI の基本的な仕組みや特徴を理解させた上で、生成 AI に全てを委ねるのではなく、自己の判断や考えが重要であることを十分に認識させられるか、適正な評価の阻害や不正行為に繋がらないか、生成 AI の出力を基に深い意味理解を促し、思考力を高める使い方をできるかなど、発達の段階や各教科等における学習の状況等を含む児童生徒の実態を踏まえ、そうした教育活動が可能であるかどうかの見極めが重要である。なお、学習課題やテストの内容によっては、児童生徒が生成 AI を用いることで簡単にこなせる可能性があることも前提に、課題の内容等を吟味することや、問題の本質を問うこと、深い意味理解を促すことを重視した授業づくりを行うことも期待される。

(2)具体的な利活用場面

児童生徒の生成 AI の利活用場面としては、「生成 AI 自体を学ぶ場面(生成 AI の仕組み、利便性・リスク、留意点)」、「使い方を学ぶ場面(より良い回答を引き出すための生成 AI との対話スキル、ファクトチェックの方法等)」、「各教科等の学びにおいて積極的に用いる場面(問題を発見し、課題を設定する場面、自分の考えを形成する場面、異なる考えを整理したり、比較したり、深めたりする場面等での利活用)」等が考えられる。それぞれの場면을意識しつつ、組み合わせたり往還したりしながら情報活用能力の一部として生成 AI の仕組みへの理解や生成 AI を学びに生かす力を高め、「日常使いする(生成 AI を検索エンジンと同様に普段使いする)」ことも視野に入れていくことが考えられる。なお、小学校段階の児童が直接利活用することについては、発達の段階等を踏まえたより慎重な見極めが必要である。

例えば、情報モラル教育やプログラミング教育の一環として教師による生成 AI との対話内容を数多く提示することなどを通じて基本的な事項を学んだり、生成 AI に関する体験を積み重ねることで生成 AI についての冷静な態度を養ったりしていくことが重要と考えられる。このような考え方を踏まえ、学習場面において、利活用が考えられる例、不適切と考えられる例として、以下のような内容が考えられる。これらはあくまで一例であって、その適否については各学校現場の実態に即して適切に判断されるべきである。

Box-5. 学習場面において利活用が考えられる例、不適切と考えられる例

(利活用が考えられる例)

- ・ 情報モラル教育の一環として、生成 AI が生成する誤りを含む出力を教材に、その性質や限界に気付く
- ・ 生成 AI をめぐる社会的論議について児童生徒が主体的に考え、議論する過程で、その素材として活用する
- ・ グループの考えをまとめる、アイデアを出す活動の途中段階で、一定の議論やまとめをした上で、足りない視点を見つけ議論を深める目的で活用する
- ・ 英会話の相手として活用したり、より自然な英語表現への改善や一人一人の興味関心に応じた単語リストや例文リストの作成に活用したりする
- ・ 外国人児童生徒等の日本語学習や学習場面での補助のために活用する
- ・ 生成 AI の利活用方法を学ぶ目的で、自ら作った文章を生成 AI に修正させたものを「たたき台」として、自分なりに何度も推敲し、より良い文章として修正した過程・結果をワープロソフトの校閲機能を使って提出する
- ・ プログラミングの授業において、児童生徒のアイデアを実現するためのプログラムの制作に活用する
- ・ 生成 AI を利活用した問題発見・課題解決能力を積極的に評価する観点からパフォーマンステストを行う
- ・ 教科書等の内容を児童生徒それぞれの進度に合わせて理解するために、解説やイメージを出力し、より内容に対する深い理解を生み出す助けとする

(不適切と考えられる例)

- ・ 生成 AI 自体の性質やメリット・デメリットに関する学習を十分に行っていないなど、情報モラルを含む情報活用能力が十分育成されていない段階で、自由に使用する
- ・ 各種コンクールの作品やレポート・小論文等について、生成 AI による生成物をほぼそのまま自己の成果物として応募・提出する(コンクールへの応募を推奨する場合は応募要項等を踏まえた十分な指導が必要)
- ・ 詩や俳句の創作、音楽・美術等の表現・鑑賞など、感性や独創性を発揮させたい場面、初発の感想を求める場面等で安易に使わせる
- ・ テーマに基づき調べる場面などで、教科書等の質の担保された教材を用いる前に安易に利用する
- ・ 教師が正確な知識に基づきコメント・評価すべき場面で、教師の代わりに生成 AI の出力のみに頼る
- ・ 定期考査や小テスト等で使わせる(学習の進捗や成果を把握・評価するという目的に合致しない。CBT で行う場合も、フィルタリング等により、生成 AI が使用し得る状態とならないよう十分注意すべき)
- ・ 児童生徒の学習評価を、教師が判断せずに生成 AI からの出力をもって行う
- ・ 教師が専門性を発揮し、人間的な触れ合いの中で行うべき教育指導を実施せずに、生成 AI のみに相談させる

(文科省 前掲ガイドラインより引用)

(3) 利活用の際のポイント

教育活動の目的を達成する観点からの効果的な利活用を実現するため、基本的な考え方に留意した上で、以下の点について考慮する必要がある。

① 安全性を考慮した適正利用

1人1台端末を用いて児童生徒が生成 AI を利活用する場合、年齢制限をはじめとする利用するサービスの約款などの提供条件から、利活用に当たってのリスクが許容できることを校長及び担当教師が確認し、その約款・条件を遵守させること、約款・条件に則り必要に応じて事前に保護者の理解を十分に得た上で、教師の適切な指導監督の下で児童生徒に利活用させることが必要である。なお、ブラウザや学習支援ソフトウェア、普段利用する検索エンジン等に組み込まれた生成 AI サービス等についても以上の考え方は同様であり、教師の意図しない形で生成 AI サービスを児童生徒が利活用しないように指導する必要がある。

② 情報セキュリティの確保

茅野市学校教育情報セキュリティポリシーや実施手順及びそれに基づく教育情報セキュリティ管理者（校長）の指示等を遵守する必要がある。入力した情報を学習させないという設定（オプトアウト）が可能な生成 AI サービスについては、機械学習を許容しない設定を講じた上で生成 AI を利活用することや、プロンプトからは学習を行わない生成 AI サービスを選択することを推奨することなどが考えられる。

③ 個人情報やプライバシー、著作権の保護

学校現場において児童生徒が生成 AI を利活用する場合、プロンプトに氏名や写真等の個人情報を入力させないよう留意する。著作権については、著作権法第 35 条の適用を考える場合、教師・児童生徒が授業において使用・作成したものが、既存の著作物と同一、または、類似のものであった場合でも、授業の過程における利用であれば、同条により著作権者の許諾なく利用することが可能である。ただし、それを学校の HP にアップロードする、外部のコンテストに作品として提出するなど、授業目的の範囲を超えて利用する場合は、同条が適用されず、他の権利制限規定の適用がない場合は著作権侵害となる可能性がある。生成 AI を利活用する場合もこれらの考え方は同様となり、同条の適用について確認する必要がある。

④ 公平性の確保

教材として生成 AI を利活用する際は、その出力に偏りがないかなど、教育目的に照らして適切か否かという観点から教師が随時判断することが必要である。このため、教師は児童生徒にバイアスの存在を理解させた上で、生成 AI がそれを含む出力を行う可能性があることを認識させ、生成 AI の出力を常に慎重に判断し、正確性・事実関係の確認を行うよう指導することが重要である。

⑤ 透明性の確保、関係者への説明責任

教師は、自身が十分にハルシネーションやバイアス等の生成 AI の特徴を理解した上で、児童生徒がそのような生成 AI の特徴に留意して利活用できているかを確認する必要がある。また、学習課題の一部として生成 AI の出力を引用する場合には、生成 AI を用いたことを明記するなど、出典・引用として記載する等の対応が必要と考えられる。例えば、利用した生成 AI サービスの名称、入力したプロンプト、生

成 AI を用いた日付を明示するなど、文献やインターネットから引用する場合と同様の引用ルールを設定することが考えられる。保護者に対しても、生成 AI の利活用目的やその態様等の情報を提供することが重要である。また、児童生徒が学校外で生成 AI を利活用する可能性も踏まえ、生成 AI を不適切に利活用されないように周知し、理解を得ることが必要である。

Box-6. 課題に関する留意事項について

従前から行われてきたような形で、読書感想文や日記、レポート等を課題として課す場合、外部のコンクールへの応募等を推奨したり、課題として課したりする場合には、次のような留意事項が考えられる。

- ・ レポート等の課題を出す際には、例えば、自分自身の経験を踏まえた記述になっているか、レポートの前提となる学習活動を踏まえた記述となっているか、事実関係に誤りがないかなど、評価する際の視点を予め設定することも考えられる。
- ・ 仮に提出された課題をその後の学習評価に反映させる場合は、例えば、クラス全体又はグループ単位等での口頭発表の機会を設ける、まとめた内容が十分理解され、自分のものになっているかを確認する活動を設定するなどの工夫も考えられる。
- ・ 生成 AI の利活用を想定していないコンクールの作品やレポート等について、生成 AI の出力をそのまま自己の成果物として応募・提出することは評価基準や応募規約によっては不適切又は不正な行為に当たること、活動を通じた学びが得られず、自分のためにならないことなどについて十分に指導する（保護者に対しても、生成 AI の不適切な利活用が行われないよう周知し理解を得ることが必要）。
- ・ 課題研究等の過程で、自らが作成したレポートの素案に足りない観点等を補充するために生成 AI を利活用させることも考えられる。その際、情報の真偽を確かめること（いわゆるファクトチェック）を求めるとともに、最終的な成果物については、生成 AI とのやりとりの過程を参考資料として添付させることや、引用・参考文献等を明示させることも考えられる。
- ・ 自らの作った文章を基に生成 AI に修正させたものを「たたき台」として、何度も自分で推敲し、より良い自分らしい文章として整えた過程・結果をワープロソフトの校閲機能を使って提出させることも考えられる。
- ・ 生成 AI を用いた際には、生成 AI ツールの名称、入力したプロンプトや出力、日付等を明記させることが考えられる。

（文科省 前掲ガイドラインより引用）

参考

〈教職員が校務で利活用する際のチェック項目〉

- ☐ 教育委員会の方針(情報セキュリティに関するルール・指示等も含む)に基づき利用しているか
- ☐ 業務端末又は教育情報セキュリティ管理者の許可を得た端末を利用しているか
- ☐ 生成 AI サービスの提供者が定める最新の利用規約を確認・遵守しているか
- ☐ ハルシネーションやバイアス等の生成 AI の特徴を理解した上で、出力結果の適切性を判断できる範囲内で利活用し、出力された内容を採用するかどうかを自身で判断しているか
- ☐ プロンプトに重要性の高い情報である成績情報等を入力していないか
 - ※ 重要性の高い情報を扱う前提のセキュリティ対策が講じられている場合は除く(ただし、重要性の高い情報のうち個人情報に該当する情報については、以下「プロンプトに個人情報を入力していないか」についても留意する必要がある。)
- ☐ プロンプトに個人情報を入力していないか
 - ※ 教職員がプロンプトに入力した個人情報を、生成 AI サービスの提供者において応答結果の出力以外の目的で取り扱わないことを確認している場合は除く
- ☐ 著作権の侵害につながるような使い方をしていないか

〈児童生徒が学習場面で利活用する際のチェック項目〉

- ☐ 教育活動の目的を達成する観点で効果的であることを確認しているか
- ☐ 児童生徒の発達の段階や情報活用能力の育成状況に十分留意しているか
- ☐ 生成 AI の性質やメリット・デメリット、情報の真偽を確かめる、自己の判断や考えが重要であることを十分に認識できるような使い方等に関する学習を実施しているか
- ☐ プロンプトに氏名や写真等の個人情報を入力しないよう十分な指導を行っているか
- ☐ 著作権の侵害につながるような使い方をしないよう十分に指導しているか
- ☐ 生成 AI サービスの提供者が定める最新の利用規約を確認・遵守しているか(年齢制限や保護者の同意の必要性、生成物のライセンスの所在など)
- ☐ 生成 AI による生成物をそのまま自己の成果物として使用することは自分のためにならないこと、使用方法によっては不適切または不正な行為になることを十分に指導しているか。
- ☐ 学習課題に生成 AI の回答を引用している場合、出典・引用を記載することを理解させているか
- ☐ 保護者の経済的負担に十分に配慮して生成 AI ツールを選択しているか
- ☐ 児童生徒が学校外で生成 AI を利活用する可能性も踏まえ、生成 AI の不適切な利活用が行われないよう、保護者に対し周知し、理解を得ているか